明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔条　約〕
○包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（一六）　二
〔告　示〕
○包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の効力発生に関する件（外務四九四）　一〇六

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（条約第一六号）（外務省）

この協定は、我が国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「英国」という。）との間で、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、両国間の経済活動の連携を強化するとともに、電子商取引、政府調達、競争政策、補助金、国有企業等、知的財産、企業統治、貿易及び持続可能な開発、透明性等の幅広い分野での協力を強化するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　総則（第一章関係）
協定の目的、租税、安全保障のための例外、秘密の情報、義務の履行及び委任された権限、他の協定との関係等について定める。

2　物品の貿易（第二章関係）
一方の締約国は、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与えること、他方の締約国の原産品について、附属書二―Aの規定に従って、関税を引き下げ、又は撤廃することを定めるほか、ぶどう酒産品の輸出の促進等について定める。

3　原産地規則及び原産地手続（第三章関係）
産品が締約国の原産品とされる要件等について定める。

4　税関に係る事項及び貿易円滑化（第四章関係）
両締約国の税関に係る事項に関する透明性、協力等について定める。

5　貿易上の救済（第五章関係）
セーフガード措置、ダンピング防止措置等について定める。

6　衛生植物検疫措置（第六章関係）
輸入締約国は、適切な保護の水準を達成するため、必要な場合には両締約国間の協議に従い、及び当該協議を考慮しつつ、輸入条件を定めることを定めるほか、両締約国間の技術的協議等について定める。

7　貿易の技術的障害（第七章関係）
各締約国は、強制規格を作成するに当たり強制規格案の代替手段であって利用可能なものを評価すること、制定された強制規格について適当な間隔で見直すこと等について定める。

8　サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引（第八章関係）
一方の締約国は、設立及び運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えることを定めるほか、特定措置の履行要求の禁止等について定める。また、一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること等について定める。さらに、電子的な送信に対して関税を課してはならないこと、ソース・コードの移転等を要求することができないこと等について定める。

9　資本移動、支払及び資金の移転並びに一時的なセーフガード措置（第九章関係）
各締約国は、自由交換可能通貨により、国際収支の経常勘定に関する取引であって協定の適用を受けるものについて、支払及び資金の移転を認めることを定めるほか、一時的なセーフガード措置等について定める。

10　政府調達（第一〇章関係）
調達計画等の公示、調達への参加のための条件、供給者登録制度及び日本国の経営事項審査等について定める。

11　競争政策（第一一章関係）
各締約国は、自国の法令に従い、協定の目的を達成するため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとること等について定める。

12　補助金（第一二章関係）
両締約国は、公共政策の目的を達成するために必要な場合には、締約国が補助金を交付することができることを認めること、締約国は、補助金が両締約国間の貿易又は投資に著しい悪影響を及ぼしており、又は及ぼすおそれがあると認める場合には、原則として当該補助金を交付すべきでないこと等について定める。

13　国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業（第一三章関係）
各締約国の国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業の各企業が商業活動に従事する場合には、商業的考慮に従って行動すること等について定める。

14　知的財産（第一四章関係）
知的財産の保護に関する内国民待遇及び最恵国待遇、地理的表示の登録及び保護に関する措置、営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータの保護、植物の新品種に対する保護、民事上の救済等に係る権利行使等について定める。

15　企業統治（第一五章関係）
各締約国の企業統治の枠組みに係る株主の権利及び所有の機能について定めるほか、取締役会の役割等について定める。

16　貿易及び持続可能な開発（第一六章関係）
各締約国は、自国の法令及び関連する政策が高い水準の環境及び労働に関する保護を定めることを確保するよう努めることを定めるほか、第一六章の関連する条の規定の解釈又は適用に関する事項を検討する専門家パネル等について定める。

17　透明性（第一七章関係）
各締約国は、透明性のある規制上の環境であって、経済活動に従事する者（特に中小企業）等にとって効果的かつ予見可能なものを提供すること等について定める。

18　規制に関する良い慣行及び規制に関する協力（第一八章関係）
各締約国は、規制に関する良い慣行を促進するための内部調整の手続又は仕組みを維持することを定めるほか、一方の締約国による他方の締約国に対する規制に関する協力活動の提案等について定める。

19　農業分野における協力（第一九章関係）
一方の締約国は、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の者のための農業及び食品の分野におけるビジネス環境を一層整備するために適当な措置をとること等について定める。

20　中小企業（第二〇章関係）
両締約国は、中小企業が世界市場に参加するに当たって支援が必要となる場合があることを認識しつつ、協力活動を行い、及び強化すること等について定める。